

茂原市農業委員会第13回総会議事録

- 1 開催日時 平成30年12月10日（月） 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 14名
 - 1番 中村正明
 - 2番 小高一夫
 - 3番 湯浅公夫
 - 4番 蕨直邦
 - 5番 光橋正人
 - 6番 杉浦文子
 - 7番 八角徳政
 - 8番 高山多聞（第一副小委員長）
 - 9番 秋葉仁喜（第二副小委員長）
 - 10番 鈴木幸雄（第一小委員長）
 - 11番 鬼島一郎（第二小委員長）
 - 12番 加藤古志郎（会長）
 - 13番 石井利明（職務代理）
 - 14番 浦島京子
- 4 欠席委員 0名
- 5 事務局職員 4名
 - 事務局長 飯尾克彦
 - 局長補佐 平野孝幸
 - 係長 東條成男
 - 主事 斉藤直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 6件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 6件
 - ・適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請について
 - ・第12回総会保留議案 農地法第3条及び5条の規定による許可申請について 13件
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について
 - ・農地等の利用の最適化に関する指針について
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 地目変更登記申請に係る照会について
 - 平成30年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
 - その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第13回総会にご参集いただきましてありがとうございます。農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請6件、5条申請6件、適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請が1件、第12回保留議案が13件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の承認について、農地等の利用の最適化に関する指針についての合計28件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、3日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく願います。

会長

ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は9番秋葉委員と10番鈴木委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

はじめに1号及び2号議案です。一体での申請となりますので一括してご説明します。申請地は、1号議案については箕輪字関下地先外2筆、田756㎡、2号議案については箕輪字堀口地先、畑163㎡です。箕輪の★★さんと箕輪の★★さんが農地の交換をしようとする申請です。

申請理由としましては、お互いの土地を交換することにより、農業経営の効率化を図るためとのことであります。譲り受ける農地にて、1号議案については稲作を行い、2号議案については野菜の作付けを行う計画です。

次に許可基準についてですが営農者ごとに説明します。まず1号議案についてですが、全部効率利用要件については、譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありませんでした。機械の保有については、主なものとしてトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有とのことです。

労働力、技術については、1名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で150日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

次に2号議案の許可基準についてですが全部効率利用要件については、譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありませんでした。機械の保有については、主なものとしてトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有とのことです。労働力、技術については、2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で250日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は谷本字上ノ台外2筆、田2559㎡、畑2012㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は谷本の★★さん、売渡人は上林の★★さんです。申請理由としまして、買受人については経営規模拡大ため、売渡

人については耕作できないため、とのことです。土地選定理由は、自宅から近く耕作に都合が良いため、とのことです。買い受ける農地にて稲作を行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありませんでした。

機械の保有については、主なものとしてトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員4名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で160日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は小林字笹塚地先外1筆、田2200㎡を親子間で贈与しようとする申請です。申請人は、譲受人は小林の★★さん、譲渡人は父親の★★さんです。申請理由としましては、現在協力しながら耕作しているが、父親が高齢で耕作するのが困難であるため、とのことです。譲り受ける農地にて稲作を行う計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在譲受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありませんでした。

機械の保有については、主なものとしてトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有とのことです。労働力、技術については、2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で180日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして5号及び6号議案です。同一の営農者からの申請となりますので、一括してご説明します。申請地は腰当字塔ノ越地先外6筆、田2934㎡、畑1268㎡を売買しようとする申請です。申請人は、買受人は腰当の★★さん、売渡人は5号議案については★★さん、6号議案については★★さん外2名です。なお、6号議案については4名の共有名義となっている持分の内、3名の持つ6分の5を買い受けます。

許可後は残りの持分6分の1の所有者と共有名義となり耕作していくこととなりますが、その点について残り持分6分の1の所有者は承諾済みとなっており、今回買受人が持分を取得し営農を行うことについての承諾書が提出されております。

申請理由としまして、買受人については自作地に隣接しており耕作しやすいため、売渡人についてはいずれも耕作していないため、とのことです。買い受ける農地にて、田では稲作を行い、畑では根菜類を作付けする計画です。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありませんでした。機械の保有については、主なものとして耕うん機1台、軽トラック1台、草刈り機1台を所有とのことです。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事者合計で270日となっております。下限面積要件については、50アールを超えております。地域との調和要件については、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあるか、ご審議をお願いします。

その他、添付すべき必要書類について併せて確認しております。

以上でございます。

会長	説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
第1 小委員長	審議の結果、1号から6号議案については許可となりましたので報告いたします。
会長	それでは審議に入らせていただきます。1号及び2号議案一体計画であります。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。
★★委員	田はきれいに耕作されておりました。畑は一部は荒れておりましたが馬鈴薯が作付けされておりました。農地の交換ということでもありますので問題ないと思われますので許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	適正に管理されると思われますので許可でよろしいと思います。
会長	1号及び2号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号及び2号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして3号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	きちんと耕作されておりますので特別問題はないと思われますので許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	★★さんが取得されるということで問題はないと思われますので許可でよろしいと思います。
会長	3号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして4号議案であります。親子間の贈与であります。★★委員いかがですか。
★★委員	いつも親子で耕作されておりますし、問題ないと思われますので許可でよろしいと思います。
会長	4号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして5号及び6号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	草刈りもきちんとされておりますので、許可でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	多少荒れているところもありますが野菜の作付けもされております。問題ないと思われますので許可でよろしいと思います。

会長

5号及び6号議案ですが小委員会の報告どおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号及び6号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

はじめに7号議案です。申請地は鷺巣字寺沢地先、田961㎡、畑502㎡、合計1463㎡です。鷺巣の★★さんが鷺巣の★★さんから土地を買い受けて境内地とする申請です。申請理由は、檀家が増えており、お墓が500区画以上あって現在の駐車スペースでは不足であるため、また、大法要の際には大型バスを利用するため、その駐車スペースも必要であるため、とのことです。土地選定理由は、寺に近く、他にこのような好立地は無いため、とのことです。事業計画は、境内地とし、大型バス4台分、乗用車35台分の駐車場を確保します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、茂原市に特定事業許可申請が提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、高さ0.98mの埋立てを行い、碎石で敷き均します。排水は、雨水のみで敷地内浸透とします。隣接農地所有者は1名おり、確認を得ているとのことです。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は大芝字二西割地先、畑6890㎡、一体利用する農地以外の土地680㎡、合計7570㎡です。袖ヶ浦市の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、周辺が区画整理地でスーパー等も近く、生活に便利な土地であるため、とのことです。事業計画としては、区画面積178.95㎡から291.17㎡の宅地25区画及び228.03㎡の公園1区画並びに道路として造成します。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、茂原市に宅地開発事業事前協議申出書が提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、住宅等建築時に区画に応じて北側又は西側の公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は早野字向原地先、畑485㎡です。茂原の★★さんが早野の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、茂原駅にも近く上下水道等のライフラインも充実しており且つ交通、通勤及び買物等に便利な住宅街であるため、とのことです。事業計画としては、宅地1区画とします。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準についてです。まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、住宅等建築時に北側公共下水道へ接続します。なお、雨水については自然浸透並びに西側側溝及び南側水路へ排水としており、★★水利組合に同意確認を得ております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は長尾字立ヶ腰地先、田512㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業13街区地先、面積307㎡です。東部台二丁目の★★さんが東京都の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、土地区画整理事業地内で周辺は相当の住宅が建築されており、住宅建設地として非常に適しているため、とのことです。事業計画としては、宅地1区画とします。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、土地区画整理事業で造成済であり、埋立て等を行いません。排水は、住宅等建築時、南側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は国府関字子ギリ地先外1筆、田875㎡です。

市原市の★★さんが国府関の★★さんから土地を買い受けて倉庫、駐車場及び事務所用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、買受人は現在市原市と八街市で★★の販売、加工製作等を行っておりますが、茂原市周辺や南房総市周辺からの受注増加に伴い、茂原に営業所を設けて事業拡大を行いたいためであり、価格等も適当であるため、とのことです。事業計画としては、軽量鉄骨造・平屋建て・建築面積181.88㎡の倉庫兼事務所が1棟と駐車場15台分です。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、茂原市に法定外公共物土木工事施行許可申請が提出されております。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、整地のみで埋立ては行いません。排水は、汚水及び雑排水は仮設トイレを設置して汲取り処理し、雨水は自然浸透及び集水桝より東側道路側溝へ排水します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は真名字番場地先、田491㎡のうち125.10㎡です。神奈川県★★さんが母である真名の★★さんから土地を使用貸借権の設定により借り受けて書道教室用地とする申請です。申請理由は、申請地は昭和56年3月20日付けで貸事務所用地として農地転用許可を受け、491㎡のうち98.02㎡を転用しておりましたが、このたびスマートインターチェンジ建設に伴う道路

収用の対象となり地積測量を実施した結果、実測面積が公簿面積よりも大きいことが判明し、さらに転用部分を含む農地を収用されたことから、あらためて転用部分の許可を申請するため、とのことです。土地選定理由は、県道に面しバス停留所も近いため、とのことです。事業計画としては、書道教室用及び用具保管用の既存建築物が2棟と駐車場4台分です。

次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。

次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、既存のまま利用し整地等はいりません。排水は、屋内に用排水設備は無く、屋外の水道については昭和56年の転用許可当時から既設水路へ接続し豊田川へ放流しております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1小委員長 審議の結果、7号から12号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次審議します。7号議案です。現調しております。
★★委員いかがですか。

★★委員 境内地として利用するということであり、何ら問題はないと思いますので許可相当でよろしいかと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 この農地を埋めて駐車場として利用しても周辺の水田には影響がないと思われますので許可相当でよろしいと思います。

会長 7号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声) それでは7号議案については、許可相当ということに決定いたします。続きまして、8号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 周辺は住宅地となっておりますし、問題はないと思われますので許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周辺はもう分譲地となっておりますので許可相当でよろしいと思います。

会長 それでは8号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号案については、許可相当ということに決定いたします。次に9号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員	周辺はもう住宅地であり、隣接している土地に関しても造成中であり周辺の農地には影響はないと思われますので許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
第2 小委員長	周辺は住宅地でありますので許可相当でよろしいと思います。
★★委員	★★水利組合より同意を得ているということではありますが、それは文書で提出されているのですか。
事務局	同意書というのではなく、口頭で申請代理人に確認しております。
★★委員	許可相当でよろしいとは思いますが、口頭のみということなのですがそれでいいのか皆様にご意見を聞きたいと思います。
第2 小委員長	事務局で★★水利組合に確認をとったのですか。
事務局	申請代理人に確認をしました。
第2 小委員長	事務局が★★水利組合に確認をとったということであるならば重みがあるのだけれどそうでないのならば確認とは言えない。
会長	小委員会での意見で地元の水利組合に対し、雨水排水について同意が必要かどうか確認してくださいとの意見があったわけです。小委員会後どなたに確認をしたのですか。
事務局	申請代理人に対して地元の水利組合に確認して下さいと指導をしました。その後申請代理人より報告を頂いたわけであります。
会長	直接事務局の方から★★水利組合に確認をし、事実であるならば許可相当で県に進達するということにしてください。 続きまして10号議案土地区画整理事業内であります。何かありますか。ないようでしたら許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは10号案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして11号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
★★委員	第2種農地であり特に問題はないと思われますので許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	問題はありませんので許可相当でよろしいと思います。
会長	11号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは11号案については、許可相当ということで決定いたします。次に12号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員	ここはもう現状としては書道教室として利用されております。以前許可をとってある場所でありまして新しいことを行うわけでもありませんので許可相当でよろしいと思います。
会長	★★委員いかがですか。
★★委員	許可相当でよろしいと思います。
会長	それでは12号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。 続きまして適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請についてであります。事務局の説明をお願いします。
事務局	適格者証明及び農地法施行規則第57条の2第1項による単独申請についてについてご説明します。 本申請は、申請人が農地転用を目的とした競売・公売に参加しようとするにあたり、買受適格の証明を受け、その後売却決定がなされ、5条許可申請がされた場合における許可・不許可の意見決定を予め示しておこうとするものです。 それでは13号議案です。申請地は腰当字川向地先外2筆、田142㎡、畑835㎡、一体利用する農地以外の土地1183.41㎡、合計2160.41㎡、仮換地番ゆたか土地区画整理事業18街区地先外1筆、面積358㎡、一体利用する農地以外の土地624㎡、合計982㎡です。東部台の★★さんが落札して宅地分譲用地としようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、土地区画整理事業地内で交通・通学等生活至便な住宅地であるため、とのことです。事業計画は、区画面積286㎡から364.8㎡の宅地3区画とします。 次に、転用許可基準についてです。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。 続いて一般基準についてですが、まず申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等について、添付された必要書類で確認しております。 次に周辺農地の営農条件への支障について、土地利用計画としては、土地区画整理事業で造成済であり、埋立て等はいりません。排水は、住宅等建築時、北側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。その他、添付された必要書類で確認しております。 以上でございます。
会長	説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
第1 小委員長	審議の結果、許可相当となりましたので報告いたします。
会長	審議に移ります。★★委員いかがですか。
★★委員	許可相当でよろしいと思います。
会長	それでは13号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決

定いたします。

次に議案第14号及び15号議案第12回総会保留議案についてであります。その後の経過説明をお願いいたします。

事務局

議案第14号、平成30年11月7日開催第12回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請及び議案第15号、平成30年11月7日開催第12回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

まず、11月の1号から6号議案及び20号から25号議案です。1号から6号議案については農地法第3条許可による区分地上権設定の申請、20号から25号議案については農地法第5条許可による一時転用を伴う地上権設定の申請です。

申請地は、高田字乙沼地先外4筆、区分地上権設定は畑4614㎡、一時転用は畑4614㎡の内12.03㎡です。3条申請の区分地上権設定者及び5条申請の権利者は三重県の★★さん、義務者は高田の★★さん外4名です。

事業計画としては、設置する太陽光パネル960枚、1枚のパネルの大きさは約166cm×99cm、支柱384本、支柱の高さは2.0から3.37m、パネルの間隔は2.98mです。

先月の総会后、審議に必要な書類の不備につき補正するよう指導しておりましたが、本日までに提出された書類等はありませんでした。また代理人を通じて、申請取下げの意向も口頭で示されておりますが、取下願は提出されていません。

続きまして11月の26号議案です。

申請地は、本納字鳥居戸地先、畑1317㎡です。千葉市の★★さんが本納の★★さんから土地を買い受けて、太陽光発電システム用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、土地の有効利用のために行うもので、日照条件が良く太陽光発電に適地であるため、とのこと。事業計画としては、1枚当たり165センチ×99センチの太陽光パネルを360枚設置します。

先月の総会では、申請目的実現の確実性を含め11月18日に開催される地元説明会が行われてからの判断としておりましたところ、実際には11月25日に説明会を開催し、自治会長以下住民25名が参加されました。工事内容を説明し、工事に同意していただける旨を確認したとのこと。

なお、先月総会の審議において、農地区分について10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地の区域内にある農地かどうかの判断が議論され、一団の農地の区域内にあらず第2種農地との判断でありました。また、その他の基準審査事項も含めて説明会后再度審議するという事になっておりました。

なお、その他前回総会で保留となっておりました、11月議案第7号の農地法第3条の許可申請及び11月議案第10号の農地法第3条の許可申請につきましては、総会後に取下願が提出されました。

会長

議案第14号及び15号の11月分1号から6号、20号から25号に関しましては高田の営農型太陽光発電システムに関する案件であります。今説明があった通り書類の不備等に関してもその後提出されていない。また申請代理人から取下げを行うという口頭での意思表示があったということでもあります。そのような状況下での判断でありますので皆様からの意見をお聴きしたいと思います。★★委員いかがですか。

★★委員

口頭で取下げしますということであるならばこのままですよね。

会長

取下願が提出されない限りこのままの状況が続きます。

職務代理	農業委員会の見解は、この案件に関しては明確であると思われますし事務局からの説明があったとおり時間の中で解決していくということによろしいと思います。
会長	それでは取下指導ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それではこれらの案件に関しましては取下指導ということに決定し、取下願を提出するよう指導して下さい。 次はもう一つの保留議案 1 1 月議案 2 6 号であります。これは本納の太陽光の案件であります。2つの確認を行いました。一つはあの農地は一団の中にある農地、第1種農地ではなく第2種農地であるという見解と地元説明会が未実施であったため地元説明会が実施された後判断をするということでありました。★★委員いかがですか。
★★委員	地元説明会の内容は聞いておりませんが現地へ行ってきました。近隣の農地所有者に話を聞くことが出来ました。この方は説明会には出られなかったようですが、この方としては申請地は荒れていて困っており賛成であるということでありましたが、意見は賛否両論と言っておりました。この説明会においては同意が多かったということは、太陽光発電を実施してもいいということですよ。
事務局	全体としては同意を得られたという報告がなされています。
第2 小委員長	自治会長には確認をとったのですか。
事務局	自治会長には確認をとっておりませんが申請代理人より報告書が提出されております。
第1 小委員長	報告書は申請者が提出したもので、事務局で自治会に確認をとるべきです。
職務代理	太陽光パネル設置に関して工事の同意の他にどのような意見が出されているのですか。
事務局	要望とその対応策として、次のことが報告されています。 ・フェンスの構造については、高さを1.5mとし基礎を強固なものにする。 ・入口部分の水路については、U字溝工事を行い水路を確保する。 ・パワーコンディショナーの位置については、住宅よりできるだけ離して騒音対策をとる。 ・将来の補償については、万一不都合が生じた際は公序良俗に反しない態度をとる。 その他、自治会長に申請書類一式を提出したとのこと。
職務代理	わかりました。もう少し精査した中で次回審議になるかと思います。地元推進委員・地元農業委員と私も含め連携をとって色々お聞きしたいと思っております。
★★委員	私のところにも一部反対する人等から意見等がありましたが、農業委員会としては地元説明会が開かれ、同意も得られており、書類上の不備も無ければ許可相当という判断をしますと伝えました。

会長

もう少し申請書等に記載されている事項等について精査する必要があるということで保留ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは保留ということに決定します。

次に議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

この案件につきましては議事参与制限を受ける委員が1名いらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第16号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(★★委員退出)

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは16号議案については承認ということにさせていただきます。

(★★委員入室)

次に議案第17号農地等の利用の最適化に関する指針(案)についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

内容等について説明する。

会長

説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは17号議案については承認ということにさせていただきます。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・平成30年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。